

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (総務部総務課)	31
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件) …………… (税務課)	31
○土地改良区の役員の退任の届出…………… (農業施設管理課)	32
○土地改良区の定款の変更の認可…………… (農業施設管理課)	32
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課)	33
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定…………… (治山課)	33
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課)	33
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更…………… (治山課)	34
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課)	35

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告の一部改正……………	35
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	36

道立子ども総合医療・療育センター告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	37
------------------------	----

道教育委員会教育長告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件) ……………	37
------------------------------	----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	38
------------------------	----

道警察本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件) ……………	38
------------------------------	----

告 示

北海道告示第266号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年4月12日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量

- (1) 北海道庁本庁舎清掃業務 (8階から12階まで及び塔屋に限る。) 一式
- (2) 北海道庁別館庁舎清掃業務 (3階から5階まで) 一式
- (3) 北海道庁別館庁舎清掃業務 (6階から8階まで) 一式
- (4) 北海道庁別館庁舎清掃業務 (9階から12階まで) 一式

2 落札を決定した日

平成25年3月22日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)

ア 氏 名 株式会社東洋実業

イ 住 所 札幌市中央区北6条西22丁目2番7号

- (2) 1の(2)から(4)まで

ア 氏 名 株式会社東洋美装

イ 住 所 札幌市白石区栄通7丁目5番17号

4 落札金額

- (1) 8,820,000円

- (2) 2,572,500円

- (3) 2,604,000円

- (4) 2,940,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 入札の公告を行った日

- (1) 1の(1)

平成25年2月5日付け北海道告示第68号

- (2) 1の(2)から(4)まで

平成25年2月5日付け北海道告示第69号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道総務部総務課

- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第267号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成25年4月12日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 随意契約に係る特定役務の名称 (1件当たりの単価) 及び調達予定数量
道税に係る収納磁気テープ作成業務 1,962,000件

- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成25年3月18日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名 株式会社北洋銀行
 - (2) 住所 札幌市中央区大通西3丁目7番地
- 4 随意契約に係る契約金額
17,300円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名称 北海道総務部財政局税務課
 - (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第268号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成25年4月12日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び調達予定数量
 - (1) 道税総合情報処理システムオンライン業務及びセンタ処理業務 一式
 - (2) 道税総合情報処理システム入力媒体作成業務
 - ア ANK（1字当たりの単価） 130,816,000字
 - イ 漢字（1字当たりの単価） 5,555,900字
 - ウ 入力媒体（1件当たりの単価） 1,623,800件
 - (3) 道税総合情報処理システムシーリング業務（1件当たりの単価）
 - ア 封かん 767,700件
 - イ 封入・封かん 2,915,700件
 - (4) 道税総合情報処理システムコレートアンドディタッチャー処理業務（1件当たりの単価） 209,000件
 - (5) 道税総合情報処理システムCD-ROM作成業務（1枚当たりの単価）
 - ア マスタ 83枚
 - イ コピー 202枚
 - (6) 道税総合情報処理システムプログラム作成業務（1人工当たりの単価） 85人工

平成25年4月12日（金曜日）

北海道公報

第2471号 32

- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成25年3月27日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名 株式会社HBA
 - (2) 住所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8
- 4 随意契約に係る契約金額
 - (1) 667,919,700円
 - (2) ア 0.37円
イ 1.16円
ウ 0.30円
 - (3) ア 3.50円
イ 3.50円
 - (4) 14円
 - (5) ア 15,200円
イ 2,100円
 - (6) 523,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名称 北海道総務部財政局税務課
 - (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第269号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、北海土地改良区から、次のとおり役員の内退任の届出があった。

平成25年4月12日

北海道知事 高橋 はるみ

退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
平成25. 3. 19	理事	堀内 隆雄	岩見沢市3条東18丁目11番地1

北海道告示第270号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区

の定款の変更を認可した。

平成25年4月12日

北海道知事 高橋 はるみ

認可年月日 土地改良区名
平成25. 4. 2 音更町土地改良区
同 25. 4. 4 江差土地改良区

北海道告示第271号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成25年4月12日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 樺戸郡新十津川町字吉野549地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、553の2・554の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、552の1、552の2、554の1、554の4

(2) 指定の目的 水源の涵養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 樺戸郡新十津川町字学園13の4・13の5・33の55（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部

林務局治山課及び新十津川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第272号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成25年4月12日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所 苫前郡苫前町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源の涵養

(3) 解除の理由 道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所 標津郡中標津町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第273号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成25年4月12日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 函館市・亀田郡七飯町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

函館市・七飯町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 函館市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
函館市（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林 函館市・目梨郡羅臼町（以上1市1町について次の
の所在場所 図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
羅臼町（次の図に示す部分に限る。）
(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
函館市・羅臼町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）
(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 4(1) 指定施業要件変更予定保安林 亀田郡七飯町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに函館市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第274号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年4月12日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 根室市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 赤平市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 根室市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
根室市（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐は択伐による。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 4(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 根室市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 魚つき
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
根室市（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐は択伐による。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第275号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成25年4月12日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 十勝郡浦幌町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
浦幌町（次の図に示す部分に限る。）

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 岩見沢市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに岩見沢市役所及び浦幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

総合振興局告示及び振興局告示

北海道後志総合振興局告示第33号

平成25年北海道後志総合振興局告示第32号（特定調達契約に係る入札の公告）の一部を次のように改正する。

平成25年4月12日

北海道後志総合振興局長 宮川 秀明

1の(1)のウの事項中「モノクロ1,387枚、カラー995枚」を「モノクロ995枚、カラー1,387枚」に改める。

1の(3)の事項中「平成25年6月3日から平成30年5月31日まで」を「平成25年7月1日から平成30年6月29日まで」に改め、「平成25年6月1日から平成30年5月31日まで」を「平成25年7月1日から平成30年6月30日まで」に改める。

3の(1)のアの事項中「同年4月12日」を「同年5月10日」に改める。

5の(2)の事項中「平成25年5月1日（水）」を「平成25年5月28日（火）」に改め、「同年4月30日（火）」を「同年5月27日（月）」に改める。

11のBの事項中「May 1, 2013」を「May 28, 2013」に改め、「April 30, 2013」を「May 27, 2013」に改める。

北海道十勝総合振興局告示第49号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年4月12日

北海道十勝総合振興局長 橋本博行

1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

- | | |
|--------------------|-------------|
| (1) 重油（J I S 1種2号） | 72,000リットル |
| (2) 重油（J I S 1種2号） | 21,000リットル |
| (3) 重油（J I S 1種2号） | 52,000リットル |
| (4) 重油（J I S 1種2号） | 24,900リットル |
| (5) 重油（J I S 1種2号） | 9,100リットル |
| (6) 重油（J I S 1種2号） | 215,000リットル |
| (7) 重油（J I S 1種2号） | 13,900リットル |
| (8) 灯油（J I S 1号） | 12,500リットル |
| (9) 灯油（J I S 1号） | 15,100リットル |
| (10) 灯油（J I S 1号） | 12,200リットル |
| (11) 灯油（J I S 1号） | 7,900リットル |
| (12) 灯油（J I S 1号） | 9,600リットル |
| (13) 灯油（J I S 1号） | 4,800リットル |
| (14) 灯油（J I S 1号） | 7,400リットル |
| (15) 灯油（J I S 1号） | 13,500リットル |
| (16) 灯油（J I S 1号） | 11,100リットル |
| (17) 灯油（J I S 1号） | 55,200リットル |
| (18) 灯油（J I S 1号） | 6,100リットル |

2 落札を決定した日

平成25年3月14日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)、(3)、(14)及び(17)

ア氏名 栗林石油株式会社
イ住所 室蘭市入江町1番地19

- (2) 1の(2)及び(4)

ア氏名 北協石油株式会社
イ住所 帯広市大通南20丁目20番地

- (3) 1の(5)、(6)、(13)、(15)及び(16)

ア氏名 株式会社J Aサービス帯広かわにし
イ住所 帯広市川西町西2線61番地

- (4) 1の(7)及び(18)

ア氏名 株式会社北村商店
イ住所 十勝郡浦幌町字幸町7番地

- (5) 1の(8)及び(9)

ア氏名 株式会社晃陽燃料
イ住所 帯広市東5条南21丁目1番地9

- (6) 1の(10)及び(11)

ア氏名 熱原帯広株式会社
イ住所 帯広市東5条南6丁目15番地

- (7) 1の(12)

ア氏名 日晃産業株式会社
イ住所 上川郡新得町栄町2番地

4 落札金額

- | | |
|------|--------|
| (1) | 80.70円 |
| (2) | 81.50円 |
| (3) | 80.70円 |
| (4) | 81.50円 |
| (5) | 84.80円 |
| (6) | 79.80円 |
| (7) | 82.50円 |
| (8) | 78.80円 |
| (9) | 78.80円 |
| (10) | 78.80円 |
| (11) | 78.80円 |
| (12) | 83.00円 |
| (13) | 82.00円 |
| (14) | 82.00円 |
| (15) | 82.00円 |
| (16) | 82.00円 |
| (17) | 77.80円 |
| (18) | 80.00円 |

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成25年1月29日付け北海道十勝総合振興局告示第7号

- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道十勝総合振興局地域政策部総務課
- (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目

道立子ども総合医療・療育センター告示

北海道立子ども総合医療・療育センター告示第41号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成25年4月12日

北海道立子ども総合医療・療育センター長 鈴木 信 寛

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成25年度北海道立子ども総合医療・療育センター情報システムの内H I S保守管理業務 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成25年3月13日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏 名 北海道日本電気ソフトウェア株式会社
- (2) 住 所 札幌市北区北8条西3丁目28番地
- 4 随意契約に係る契約金額
37,575,884円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道立子ども総合医療・療育センター企画総務課
- (2) 所在地 札幌市手稲区金山1条1丁目240番6

道教育委員会教育長告示

北海道教育委員会教育長告示第24号

次のとおり、随意契約の相手方を決定した。

平成25年4月12日

北海道教育委員会教育長 立 川 宏

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

- 北海道公立学校校務支援システム運用保守業務 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成25年3月29日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏 名 株式会社H A R P
- (2) 住 所 札幌市中央区北1条西6丁目1-2
- 4 随意契約に係る契約金額
63,825,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道教育庁総務政策局教育政策課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育委員会教育長告示第25号

次のとおり、随意契約の相手方を決定した。

平成25年4月12日

北海道教育委員会教育長 立 川 宏

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
北海道公立学校校務支援システム窓口設置業務 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成25年3月29日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏 名 株式会社H A R P
- (2) 住 所 札幌市中央区北1条西6丁目1-2
- 4 随意契約に係る契約金額
18,000,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁総務政策局教育政策課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

道教育庁教育局告示

北海道教育庁石狩教育局告示第56号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年4月12日

北海道教育庁石狩教育局長 成田直彦

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) パーソナルコンピュータ（Aブロック） 一式 10台
- (2) パーソナルコンピュータ（Bブロック） 一式 3台

2 落札を決定した日

平成25年2月27日

3 落札者の氏名及び住所

- (1)ア 氏名 北海道日興通信株式会社
イ 住所 札幌市中央区大通東7丁目12番地33
- (2)ア 氏名 北海道オフィス・マシン株式会社
イ 住所 札幌市中央区大通西16丁目3番地

4 落札金額

- (1) 2,398,200円
- (2) 458,094円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成25年2月1日付け北海道教育庁石狩教育局告示第8号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

道警察本部告示

北海道警察本部告示第157号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年4月12日

北海道警察本部長 園田一裕

1 落札に係る特定役務の名称（1件当たりの単価）及び調達予定数量

自動車保管場所データ入力業務委託 322,128件

2 落札を決定した日

平成25年3月6日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 財団法人北海道交通安全協会
- (2) 住所 札幌市中央区北1条西9丁目ノースキャピタルビル内

4 落札金額

180円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成25年1月22日付け北海道警察本部告示第18号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部告示第158号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年4月12日

北海道警察本部長 園田一裕

1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

- (1) 自動車ガソリン J I S 1号 28,000リットル
- (2) 自動車ガソリン J I S 2号 977,000リットル
- (3) 軽油 J I S 1号、2号及び3号 124,000リットル
- (4) ガソリンエンジン用オイル SM級以上のマルチグレードタイプ 3,400リットル
- (5) ディーゼルエンジン用オイル C F級マルチグレードタイプ 1,100リットル

2 落札を決定した日

平成25年3月19日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 北日本石油株式会社
- (2) 住所 東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目28-5

4 落札金額

- (1) 167円
- (2) 155円
- (3) 141円
- (4) 1,300円
- (5) 1,100円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成25年2月5日付け北海道警察本部告示第34号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目
-

正 誤

○平成25年3月1日（第2459号）

北海道規則第10号（森林法施行細則）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

5 左 10から11まで

誤 （平成12年北海道規則第48号）を「森林法施行細則（平成25年北海道規則第10号）」

正 （平成12年北海道規則第48号。）を「森林法施行細則（平成25年北海道規則第10号。）」
